

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年2月24日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後11時07分
出席者	原 一郎 毛利 廣次 南谷 清司 粟津 明 野口 佳宏 豊島 保夫	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 3月定例会について ○ その他	

【開会＝午前10時00分】

原委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく願いいたします。本日の審議事項は、お手元に配布した通りであります。まず、3月定例会について協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。では副市長、お願いいたします。

副市長

おはようございます。それでは、令和5年2月28日開会の第1回羽島市議会定例会において審議をお願いいたします付議案件についての説明をさせていただきます。付議する案件の内訳といたしましては、専決処分の報告等3件、人事案件3件、令和5年度予算10件、条例の一部改正等12件、指定金融機関の指定1件、令和4年度補正予算2件、動産の取得1件、市道路線の認定等3件、以上35件でございます。それでは議案書に従いまして、順次説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。「報第1号 専決処分の報告について」です。令和4年10月5日、羽島郡笠松町長池642番地先交差点において、南進していた公用車と西進してきた相手方車両が接触し、相手方車両の前面が損傷しました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたのでご報告するものでございます。損害賠償額は1万8874円で、相手方は岐阜市在住の個人となります。過失割合は市が1、相手方が9割となっております。

次に、2ページをお願いいたします。「報第2号 専決処分の報告について」です。令和4年12月15日、羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地 羽島市文化センター第1駐車場において、公用車の左後部ドアを開けた際、公用車左隣に駐車してあった相手方車両の右後部ドアに接触し、損傷をさせました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたのでご報告するものでございます。損害賠償額は18万604円で、相手方は岐阜市在住の個人です。過失割合は市が10割となっております。

次に、3ページをお願いいたします。「承第1号 専決処分の報告並びにその承認について」です。4ページの「専第2号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第12号）」について、令和5年1月31日に専決処分しましたので報

告し、承認を求めるものでございます。歳入歳出予算に5843万7000円を追加し、総額を255億468万円としたものです。補正内容は、出産・子育て応援事業で、財源は国庫補助金等を充てたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。「諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。入山 一委員の任期が令和5年6月30日に満了となりますことから、入山委員を再任の委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。「諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について」でございます。炭竈 豊委員の任期が令和5年6月30日に満了となりますことから、炭竈委員を再任の委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議第1号から議第10号までの10件につきましては議案書と別冊となります令和5年度羽島市一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算についてでございます。後ほど、別冊のそれぞれの予算書をご覧いただきたいと思っております。なお、詳細につきましては後日開催いたします議案詳細説明会におきまして、担当部長の方から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、13ページをお願いいたします。「議第11号 羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任について」です。田内 重三委員の任期が令和5年5月18日に満了となりますことから、田内委員を再任の委員として選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。「議第12号 羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」でございます。地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、羽島市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うため、羽島市教育委員会点検評価委員会を設置するものでございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。「議第13号 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。個人番号利用事務を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、個人番号の独自利用事務等として条例に定められた乳がん検診に係る

規定を削除するものでございます。乳がん検診については国の指針として、40歳以上の女性を対象に実施することとなっておりますが、本市においては、現在30歳以上40歳未満の女性についても要綱を定め、実施をしております。そのため、30歳以上40歳未満の女性を対象とした乳がん検診について、個人番号の独自利用事務及び庁内連携事務として条例に規定しておりますが、令和5年度より国の指針に合わせ、40歳以上の女性のみを対象に実施することとしたことから、条例中の規定を削除するものでございます。なお、40歳以上の女性を対象とした乳がん検診については、番号法において特定個人情報利用可能事務として定められております。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。「議第14号 羽島市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。職員の休憩時間の柔軟化を行うため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、国において国家公務員のテレワーク等の柔軟な働き方に対応するため、フレックスタイム制や休憩時間の運用に係る制度が改正され、令和5年4月1日より施行されることとなりました。当該国家公務員に係る制度と同様の制度を整備するため、規定の整備を行うものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。「議第15号 羽島市下水道事業基金条例を廃止する条例について」です。内容といたしましては、令和4年度に当該基金残高がゼロとなり、令和5年度以降、積み立てる予定がないため、条例を廃止するものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。「議第16号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。このことについては、静岡県牧之原市の認定こども園バス置き去り死亡事件などを受け、国の法令改正が行われたことに伴う改正でございます。新たに規定された内容としては、まず安全計画の策定として、家庭的保育事業者等は設備の安全点検、職員や利用者等に対する安全指導及び研修に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければ

ならないとするものでございます。次に、自動車を運行する場合の所在の確認として、家庭的保育事業者等は自動車の運行にあたっては、乗降車時の点検等により、乳幼児の所在を確認しなければならないとするものでございます。その他、他の社会福祉施設をあわせて設置する場合の基準の緩和、懲戒権に関する規定の削除、衛生管理等の実施に係る改正を行うものでございます。なお、羽島市においては現在のところ、家庭的保育事業者等はございません。この条例は一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。「議第17号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容としては、法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に項ずれが生じたので、条例中の引用箇所を改めるものでございます。また、特定教育保育施設の管理者の子供に対する懲戒に関する規定を削除するものです。なお、特定教育保育施設は、羽島市においては、保育園、認定こども園及び西部幼稚園が該当し、また、特定地域型保育施設は現在のところございません。この条例は一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。「議第18号 羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。このことについては、議第16号の家庭的保育事業者等に係る改正と同様に、静岡県牧之原市の認定こども園バス置き去り死亡事件などを受け、国の法改正が行われたことに伴う改正でございます。改正内容としては安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定、衛生管理等の実施に係る規定の追加等を行うものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。「議第19号 羽島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」です。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するもの

です。改正内容としましては、法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に条ずれが生じたので、条例中の引用箇所を改めるものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続いて、48ページをお願いいたします。「議第20号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」です。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としましては、政令の改正により、出産育児一時金の額が8万円引き上げられたことから、条例中の出産育児一時金の額を40万8000円から48万8000円とするものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。「議第21号 羽島市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」です。企業の市内への本社機能の移転等を促進するため、条例の一部を改正するものです。改正内容としましては、まず本社機能の移転の促進等を図るため、奨励金を交付できる対象業種の変更を行うものです。具体的には、奨励金を交付できる対象業種として、本社機能及び植物工場の追加、対象業種である情報通信業中、データセンターの除外及びコールセンター業の削除を行うものでございます。なお、本社機能の移転については、岐阜県においても同様の補助金制度が設けられております。次に、岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例に定める奨励金に合わせ、奨励金の交付基準及び交付額の変更を行うものです。具体的には、固定資産税及び都市計画税の合計額以内の額の交付する工場等設置奨励金について、現在、上限を年間3000万円とし、全額を6年間交付することとしているものを、上限をなしとし、半額を4年間交付するものとなっております。さらに、市内雇用の従業員数に応じて交付する雇用促進奨励金について、現在、上限を1000万円として、市内雇用の従業員数に20万円をかけた額を交付しておりますが、同奨励金を廃止するものでございます。この条例は公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、56ページをお願いいたします。「議第22号 羽島市駐車場条例等の一部を改正する条例について」です。消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容としては、羽島市が消費税の適格請求書発行事業

者、いわゆるインボイス発行事業者として適格請求書を交付することから、その対応を図るものでございます。まず、羽島市駐車場条例に定める駅北及び駅南駐車場の駐車料金について、消費税額等が含まれていることを明記するものです。次に、羽島市道路占用料等徴収条例に定める期間が1月未満の道路占用料について、消費税等算定の際の端数の取り扱いを改正するものです。次に、羽島市法定外公物管理条例に定める期間が1月未満の占用料等において消費税等を算定する条文がないため、道路占用料等徴収条例に倣って明記をするものでございます。この条例は一部の規定を除き、令和5年10月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、59ページをお願いいたします。議第23号 羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてです。改正内容といたしましては、先ほどの駐車場条例等の一部改正と同じく、インボイス制度に対応するため、料金ごとの消費税等の取り扱いを明確にするものでございます。この条例は令和5年10月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。「議第24号 指定金融機関の指定について」です。羽島市の公金の収納及び支払事務を取り扱わせる金融機関を指定することについて、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、羽島市の指定金融機関について、現在の株式会社大垣共立銀行から株式会社十六銀行に変更するものでございます。指定期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間でございます。

次に、63ページをお願いいたします。「議第25号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第13号）」についてです。歳入歳出予算の総額に2億9085万6000円を追加し、総額を257億9553万6000円とするものでございます。補正内容は、ふるさと納税推進事業、道路新設改良事業、電気燃料費高騰に係る指定管理者への補填等でございます。財源は、国庫補助金、寄附金、市債等を充てるものでございます。また、新型コロナウイルス追加接種事業等8事業については、繰越明許をお願いするものでございます。あわせて、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。「議第26号 令和4年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第3号）」につ

いてでございます。歳入歳出予算の総額に422万8000円を追加し、総額を57億7688万1000円とするものです。補正内容は、介護予防生活支援サービス事業です。財源は、国庫補助金等を充てるものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。「議第27号 動産の取得について」でございます。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得の目的は水槽付消防ポンプ自動車の更新、取得の方法は一般競争入札、取得の金額は7716万5000円で、取得の相手方は岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防でございます。

次に、81ページをお願いいたします。「議第28号 市道路線の廃止について」でございます。道路法第10条第1項の規定により、82ページのとおり平方12号線他9路線を廃止するものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。「議第29号 市道路線の変更について」でございます。道路法第10条第2項の規定により、85ページの通り、平方南線他4路線を変更するものでございます。

最後に、88ページをお願いいたします。「議第30号 市道路線の認定について」でございます。道路法第8条第2項の規定により、89ページ及び90ページの通り、平方76号線他12路線を認定するものでございます。

以上、今定例会におきましてご審議をお願いする付議議案について、その概略の説明を申し上げました。よろしくをお願いいたします。なお、12月議会までにおきましては、議会の一般質問等において答弁する部長のみの出席でございましたが、今3月議会においては、全ての部長が出席する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

原委員長

ありがとうございました。皆さんから何かありますか。

(発言なし)

原委員長

執行部は退出いただいて結構です。

(執行部退出)

原委員長	次に、請願について、局長説明願います。
議会事務局長	<p>それでは、昨日までに受付をしました請願は3件ございます。1つ目が請第1号 小中学校の給食費無償化を求める請願 紹介議員 花村 隆、請願者 羽島市正木町不破一色379、新日本婦人の会羽島支部支部長 柴田 典子、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p> <p>2つ目が請第2号 18歳到達後の年度末までの医療費助成制度拡充を求める請願 紹介議員 花村 隆、請願者 羽島市正木町不破一色379、新日本婦人の会羽島支部支部長 柴田 典子、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p> <p>3つ目が請第3号 小中学校の給食費無償化を求める請願署名 紹介議員 花村 隆、請願者 羽島市正木町坂丸5丁目52番地 佐野隆史他872名で、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p> <p>以上が昨日までに受理した請願でございます。請願は初日に紹介を行った後、関係常任委員会へ付託をお願いしたいと思います。なお、今回の請願については採択された場合、最終日に議員発議にて上程いたします。その際には議会運営委員会での取り扱いを協議しますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
原委員長	次に、陳情について、局長説明願います。
議会事務局長	<p>昨日までに受付しました陳情、要望は2点でございます。陳情第1号 「保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情、陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情であります。この陳情の取り扱いについては、従来通り本会議場に写しを配付するということをお願いいたします。以上です。</p>
原委員長	<p>局長から、今説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	次に、議案の付託先について、局長説明願います。
議会事務局長	それでは議案付託表案の方をご覧いただきたいと思いま

す。先ほど副市長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は専決処分の報告等が3件、人事案件が3件、令和5年度予算が10件、条例の一部改正等が12件、指定金融機関の指定が1件、令和4年度補正予算が2件、動産の取得が1件、市道路線の認定等が3件、合計で35件であります。そのうち、専決処分の報第1号、報第2号、承第1号と人事案件の諮第1号、諮第2号及び議第11号の6件は委員会付託を省略いたしますので、議案の付託は総務委員会が4件、民生文教委員会が9件、産業建設委員会が6件、合計19件になります。なお、議第1号から議第10号当初予算の10件は、予算決算特別委員会へ付託することになりますが、会議規則第36条に基づき、議決により付託することとなりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

原委員長

局長から説明のあった通り、付託してよろしいでしょうか。

(異議なし)

原委員長

次に、会期日程について、局長説明願います。

議会事務局長

会議につきましては、2月28日から3月24日までの25日間、日程については、初日28日は議長から諸般の報告を願い、続いて市長提出案件の説明後、請第1号から請第3号を関係者から紹介願い、各常任委員会に付託し、散会となります。3月1日から8日までは休会、3月1日及び2日に議案の詳細説明を行います。9日、10日は一般質問、11日、12日は休会、13日は一般質問、14日は休会、15日は議案質疑、委員会付託、委員会付託省略のうち、人事案件3件については、討論、採決までお願いいたします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。16日から23日までは本会議を休会といたします。休会中の16日は予算決算特別委員会総務関連の質疑及び総務委員会、17日は予算決算特別委員会民文関連の質疑と民生文教委員会、20日は予算決算特別委員会産建関連質疑及び全体の討論、採決、産業建設委員会をそれぞれ開催し、付託案件の審査を願います。最終日の24日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。最後に代表質問につきましては、3月定例

会は、1番目が自民清和会さん、2番目が自民クラブさん、3番目が市政自民クラブさん、4番目が公明党さん、5番目が元気・羽島クラブさん、6番目が日本共産党羽島市議団さん、7番目が自民睦友会さん、8番目が正統派クラブさんの順となりますのでよろしくお願いいたします。なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時まで紙ベースで提出いただくことになっておりますが、12月定例会に引き続き、紙での提出にあわせ、極力メール等にて、データでも提出いただくようお願いいたします。議員間討議につきましては、3月15日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定については3月2日の議案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

原委員長

局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

原委員長

では、そのように取り計らうことといたします。3月定例会について、その他何かありますか。

議会事務局長

それでは、質疑における執行部への連絡についてでございます。議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前となっておりますので、15日の議案質疑については2日前の13日月曜日まで、16日の予算決算総務分と総務委員会は14日火曜日まで、17日の予算決算民文の分と民生文教委員会は15日水曜日まで、20日の予算決算産建分と産業建設委員会は16日木曜日までとなりますのでよろしくお願いいたします。また、議会運営委員会、全員協議会についてですが、今定例会におきましては、個人情報保護条例の制定、委員会条例及び会議規則の改正につきまして、議会運営委員会から発議の取り扱いについて、議会運営委員会を議案質疑の日、3月15日水曜日の9時半に開催することになりますのでよろしくお願いいたします。なお、発議する場合におきましては、議事運営に関する議会運営委員会を3月24日金曜日の最終日、午前9時半に開催することになりますのでよろしくお願いいたします。また、初日は2月28日火曜日の本会議終了後に全員協議会を開催いたします。個人情報保護条例制定、委員会条例及び会議規則改正の関係でございます。広報広聴委員会についてですが、

議会だよりの編集に関しての広報広聴委員会を議案詳細説明会初日3月1日ですが、その終了後に開催いたしますのでよろしくお願いいたします。また、写真撮影の件でございます。この3月定例会が皆様方の第18期の最後の定例会となります。最終日午後1時から写真撮影を行いたいと思います。順番としては本会議終了後、全協を開き、その後写真撮影という順序になります。また、18期末の議員の懇親会についてですが、最終日になりますが、第18期任期末ですので、議員懇親会を24日の午後6時から予定をしております。場所につきましては吉川家となりますのでよろしくお願いいたします。

最後に議会としてのコロナ対策でございますが、こちらの方も別紙、お配りしてあります通り行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

原委員長

他に何かありますでしょうか。

(発言なし)

原委員長

以上で3月定例会についての協議を終了します。

続きまして、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検については、2月16日までの協議により、全議員へお示しするための最終取りまとめ案をお配りしておりますが、ご確認をお願いいたします。一応、最終案として事務局の方で作成していただきました。読んでいただき、ご意見ありましたら挙手、発言をお願いします。

私の方から、評価コメントのところに議員の役割及び活動原則という中で、2枚目のところの評価コメントの6行目にある文言なんですけど、前条との関係において、議会の機能強化につながられるよう、議員力の向上も課題と考えられますということなんですけど、これは個人の議員力と全体の議会力にちょっと乖離があるという部分が原因だと思われるんですけど、ここを議員力ではなくて、議会の機能強化につながられるよう、議会力の向上も課題と考えられますというような文言に変えた方が適正かなというふうに感じています。先日、海津の研修に行った折に、この議員力と議会力が違うというお話がありまして、私も質問させていただきまして、議会力が今後すごく重要なことだというお話もありました。現在、羽島市議会としましても、広報広聴の方が意見交換会をし、またそこで市民の意見を取りまとめ、またそこでいろいろ今委員会の方に付託をして、

南谷清司委員	<p>委員会が一生懸命揉んで、最終的に市民の皆様に公表することをやっている、まさしくそれが議会力と感じているんですけど、「議員力の向上」を「議会力の向上」が課題だと考えられますというふうに感じたんですが、ご意見ありましたらお願いします。</p> <p>別にいいんですけど、議会力って何ですかと市民から聞かれたときに答えられるようにしておいて、議会力という言葉は定義が決まっている言葉じゃありませんので、議会が使うときには、きちっとした定義が多分必要ですので、市民から議会力って何と聞かれたときに答えられるようにしておいていただければそれで結構です。</p>
原委員長	<p>噛み砕くと、市民の声を受けて、議会として様々な観点から議員の皆さんとの様々な調整、政策立案によって揉んでいくという話なんですけど、議会力という言葉に対してなんですけど、議員力というのは個人、議会力というのはチームというか、議会の力というふうなんですけど。</p>
南谷清司委員	<p>答えられればいいですから。</p>
原委員長	<p>わかりました、文言としては別に大丈夫ということですね。議会力でお願いいたします。 他に何かご意見ありましたらお願いします。</p>
原委員長	<p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>では、この案で全員協議会で全議員に報告してもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>これにて報告したいと思います。よろしくお願いたします。議長さん何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>他に何かございますか。</p>
南谷清司委員	<p>質問ですけど、申し合わせ事項をオンライン、クラウド化したらどうですかというお話を前のときさせてもらった</p>

議会総務課課長 補佐	<p>んですけど、実現に向かって進んでいるのか、そうでないのか、どうなっていましたか。</p> <p>その件につきましては、その後の議会改革特別委員会におきまして協議をしていただきまして、実装を進めるということでお話を進めておりますのでよろしくお願い致します。</p>
南谷清司委員	新メンバーになったときはスタートできるように。
原委員長	他に何かありますか。
豊島委員	<p>先ほど局長から、3月議会における、議長からの新型コロナウイルス感染症の拡大防止、こういう案で、何も意見言いませんでしたが、一方で理事者側が3月議会はフル出場だと言われて、本会議はこれまで該当部局長だけだと、委員会を見ますと、もう混雑なんてものじゃないですね、例えば傍聴者の制限とかはしておきながら、議員側として執行部のフル出場とか、委員会なんかもこの部屋が職員でいっぱい、この整合性について、議長、局長からご説明が願えたらと思います。</p>
南谷佳寛議長	<p>確かに今までコロナの関係で入場制限も執行部も一番最初のときだけで、あとは担当部局の部長が出席していましたけど、このところのいろんな緩和があって、今回は全部の部長が出席すると言われてましたので、許可はいたしました。それで、委員会のときのここの部屋がいっぱいになるということは、局長、何かありますか。</p>
議会事務局長	<p>委員会につきましては、同様に関係部署が出てきます。それぞれ議案を提出している部局であったり、質問をもらっている部局が出席していたという結果があの状態だというふうに思われます。</p>
豊島委員	<p>このコロナとの関連を結びつけるわけではないんですけど、以前もちょっとこういう場で一言申し上げたことあるんですけど、特に総務委員会ですね、総務委員会なんかは失礼な言い方ですけど、前から感じていて、私自身もそう思うんですが、全くかすりもしない、通告も当然ない課ですね、そういうところが関係だということでお見えになっているんですけど、もちろん全く質問にも当たらないし、</p>

原委員長	<p>通告もないし、それが一つ、これが特にコロナ禍においても、これ解除だったら、私が申し上げたかったのは、傍聴者の制限とかも、満杯になるということとを予想するのか、こちらの制限も必要なのかということの関連でお尋ねをしたわけです。</p>
議会総務課長	<p>事務局すみません、傍聴者が21人を超えることはありますか。21人を超えるような、制限をかけたことは今までありましたか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>21人を超えることはございます。その場合には制限をかけさせていただいて。</p>
議会総務課長	<p>傍聴人が21人を超える場合、本庁舎の1階モニターで見ただけのようにしておりますので、少なくとも庁舎の中で見ただけのような形で補完といいますか、という形で取り扱いはさせていただいております。</p>
栗津委員	<p>委員会の傍聴につきましては、5名の方に入場していただきまして、他の方につきましては、会場の外に席を設けさせていただきまして、そちらで傍聴していただいております。</p>
議会総務課長	<p>本会議はちょっと別として、委員会はこちらから質問すると言った担当者以外も出てきているのかな。</p>
栗津委員	<p>出てきております。議案のある課が出てきております。</p>
栗津委員	<p>議案ある課が出てきていても、豊島委員言われたように一言も何も喋らずに帰っていくところもあるということでしょ、何も用事ないことで、これは通告制度というのを私4年前に提案させていただいたけど、関係ない人が今まで議場のところでダーッと課長が並んでいたわけで、これは議員になって本当に違和感を感じた。なんでかと言ったら、質問ないですかと聞いている、こんな時間の無駄なことをやるなら通告したらどうかということで通告制度ができたので、議案に関係あるではなしに、通告しておかないと、それ以外の質問できないので、何かあればまた考えてもらえばいいんだけど、通告してある以外の課長は出席せずに、それこそ事務、仕事してもらってというのが私の考えだったんですが、そういうふうには質問と関係ある人だけ出てき</p>

	<p>て、それ以外は出てこなくてもいいと、職員はモニターあるでしょ、机の上で。</p>
議会総務課長	<p>委員会はないです。</p>
粟津委員	<p>本会議はあるけど委員会はないわけか。けど関係なければ出てくる必要ないかなというのが私の意見ですが、一生懸命他の仕事をしていていいと思っているんだけど、無駄な時間だと私は思います。以上です。</p>
原委員長	<p>豊島委員さんの話だと、傍聴者の制限を執行部は解除しているのに、傍聴者にかけるのはという話がありましたので、今後検討ということ。</p> <p>(「もう始まる」「来週の話だよ」と呼ぶ者あり。)</p>
原委員長	<p>執行部の方はこういういろんな議論をしなくちゃいけないし、傍聴に関しては配慮しないといけないということが考えられると思います。感染が収まっているわけでもない、そういうふうにと考えると、こういう議場の進行に関しては進めることが大事なので、ある程度緩和は必要だと思うんですけど、傍聴に関しては一定の配慮が必要だと感じていますが、豊島委員さんはもう解除した方がいいというお考えでしょうか。</p>
豊島委員	<p>国というか、全体の動きがそうであるなら、傍聴人というのは一般市民ですから、その方を制限することは、当然、消毒、検温とか全部やってもらうんですから、マスクとか、それだったら、それで執行部の方は、先ほど粟津委員言われたように、本会議でもですよ、通告もしてない、関連がいかんと、先般の海津市の研修では現場のOBが言われたんですが、そうでなかったら何も通告もしてない人、今回は緩和すると副市長言われて、私は何も異論を言いませんでしたけど、執行部が言われたことに、その辺議会は議長の方の裁量ですから、何もそう並んでもらう必要ないなど、通告してないんで、と思ったので、この関連で何か一つ整合性をきちんとしておくべきじゃないかなと思って申し上げただけですので、どうぞお決めいただければ。</p>
原委員長	<p>他にこの傍聴者の制限についてご意見ある方。</p>

議会事務局長

執行部の方は全員出席というようなことを決められたんですが、基本的に今のコロナ感染症が5類に引き下げられるのは5月なんですよ、そこまでは今の制限といいますか、感染症の厳しい段階での状況が続いているということを考えると、ある程度議会としては制限をしなきゃいけないのかなというふうに思います。また、職員については基本毎日検温と健康状態をチェックしていますので、傍聴者にその都度検温とやっていくのかという話になると、全員でもいいんですが、基本的に受付では健康状況を確認しているだけですので、リスクを考えればある程度の制限は必要なのか、完全に制限を解くというのはやはり5類に変わってからののかなというふうな気はいたします。また、委員会については、基本的にあらかじめ通告を出しておられるということなんですが、基本的にそうそういう形で委員会に出席する執行部が限定されれば、仮に議員さんがそれ以外の通告していないことを聞いたときに、答弁なしということでも了解はいいですかという問題が一つありますので、そこは議員さんの中で徹底していただいて、通告していない質問をして答弁が返ってこないという、後でそういった苦情なり意見がないように徹底していただきたいというふうに思います。以上です。

豊島委員

一点だけです。遡れば、委員会の通告、本会議は当然で、委員会でもですね、ここには見えませんが、経験豊富なある議員が委員会で通告していないこと言われたら、はっきり言います、これ知ってみえる方知っているので、今の副市長ではないけど、前の副市長が立ち上がって、お怒りで、私の感触で、「何年議員やっとするんや、通告してないことを聞くなと、あんたそれ通告しとったか」と旧庁舎のときにやられました。そういうルールを一応申し合わせしているし、執行部側からもそうやって言われるなら、逆に言えば、通告していないことはこっち聞いたらいけないので、矛盾も矛盾やないかなと思って、それはコロナとはちょっと別な話ですけど、ちょっと矛盾しとらへんかなと、だから必要な人は、先ほどのこれも、ここに見えない議員ですけど、もっと執務が忙しいので、少数精鋭でやっているの、執務をやってもらえばいいので、こんなにようけ来ておってと、おっしゃる通り通告してなかったら、副市長が拒否というか、怒られていたので、そういうこともありますから、以上です。

野口委員	<p>さっき本会議場の一般質問でも、部長さんたち全員揃うという話がありましたよね、今までは議員側が通告書を出して関連する質問の部局の部長さんが来ていたじゃないですか、そのままでいいと思うんですけど、これ決まりがあるんですか。</p> <p>(「コロナだから」と呼ぶ者あり。)</p>
野口委員	<p>コロナだから答弁する部長さんだけ来ていたんですか、傍聴者を21と5にしているんだったら、別に今まで通り部長さんも答弁する部長さんだけでいいんじゃないですか、支障ないですよ。一般質問は通告書出しているんだから。あと、発言時を含めたマスクの着用とあるんですけど、もういいんじゃないですか、3月13日ですよ、なんか、一般質問9日からだけど、本会議場の人数を減らしてマスクの着用は3月13日以降自由ですよとか、着きたい人は着ければいいし、着けたくない人は着けなくていいというようにしていけばいいんじゃないですか。傍聴者は変わらないんですよ、ずっと21と5でやってきたんですか。</p>
議会総務課長	<p>コロナになってから。</p>
野口委員	<p>制限を設けているんだったら、この制限は変えないんですよ、議会としては、だったら別に部長さんも今まで通り限られた部長、答弁する部長さんだけでいいんじゃないの、発言時のマスクも、これも考えた方がいいんじゃない。国会の予算委員会とか見ても、発言する人マスク取ってますよね。予算委員会はちょっと広いけど、議場も広いし、変えていった方がいいんじゃないかなと思うんですよ、実際学校なんかでも、マスクなんて確か3月13日よりちょっとタイムラグがあるけれども、対応しているので、それを議会でもやっていけばいいと思うんですけど、執行部が決めたことにグダグダ言っても仕方がないと思うんですけど、個人的な意見ですけど。</p>
豊島委員	<p>私もさっき副市長が見えるときに言わなかったのはいかんかったけど、これは連絡役というか、失礼な言い方ですけど、局長と議長の采配だと思いますので、野口委員言われる通り、執行部側の方というのは従来通りじゃないかなと、一方で規制をかける一方で緩和というのは誰が見ても、</p>

	<p>常識的に矛盾を感じるじゃないですか、それから、今まさに国会のことを言われた、国会がいいとは言いませんけど、マスクを取って、総理大臣もみんな答弁とか発言するときには外して前へ進もうと言っているのに、発言時は、答弁者はそうしてもらってもいいですけど、マスクを取ろうとか、そういう議論だったら、今日ちょっと時間取ってもと思ったんですけど、前と同じで、緩和、緩和言いながら、その辺のところを決めてもらえばと思ったんですけど、野口委員が先ほどおっしゃったその通りで、私も前へ進むべきだと思いますけど、以上です。</p>
野口委員	<p>部長さんたちが全員揃ってと言うんだったら、別に傍聴者の制限もいらんんじゃないかなと思うんですよ、はっきり言って。さすがに、確かに5類になるのは5月ですけど、案って書いてあるので言いたいこと言わせてもらいましたが、マスクの着用も含めて考えればいいと思うんです。</p>
原委員長	<p>学校では、一応聞いたんですけど、まだ市教委の方から指示がないということで、マスクを外すかどうかまだ決められていないと昨日ちょっと確認したんですけど、多分模索中だと思うので、これも決断が大変難しいところ、本当にコロナに感染したときは、大変なことになりますし、かなり難しいと思うんですけど。</p>
南谷佳寛議長	<p>今のいろんな意見聞いて傍聴者の21という枠を外したらどうかと思うんですけど。</p>
粟津委員	<p>先ほど局長も言われた通り、今まだコロナだし、職員もよく罹るとときがある、そういうことを考えたら、今回は前回通りということで、傍聴者も理事者側も、ということにして、マスクに関しては、発言者に関しては個人、個人あります。マスクの種類によっても苦しいときもあるし、衝立だってあるんでしょ、発言者に関してはマスクは自由ということにしたらどう。</p>
南谷佳寛議長	<p>そのようにしたいと思いますが、執行部の方にはそのように提言します。今まで通りの出席者でというように提言します。</p>
原委員長	<p>議長からご意見ありましたので、よろしいでしょうか。</p>

原委員長	<p>(異議なし)</p> <p>これで議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。</p> <p>【閉会＝午前 11 時 07 分】</p>
------	--